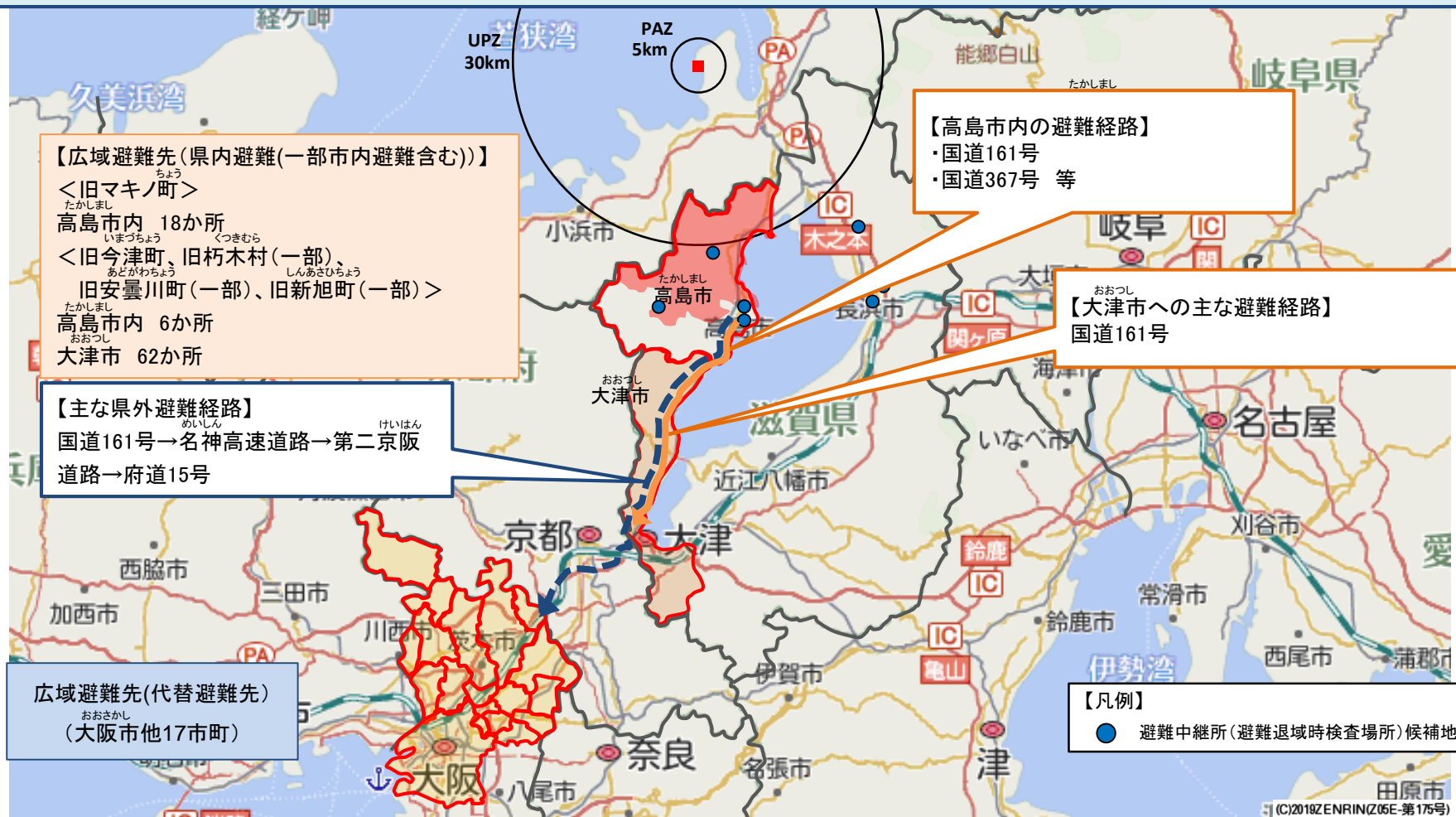


- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



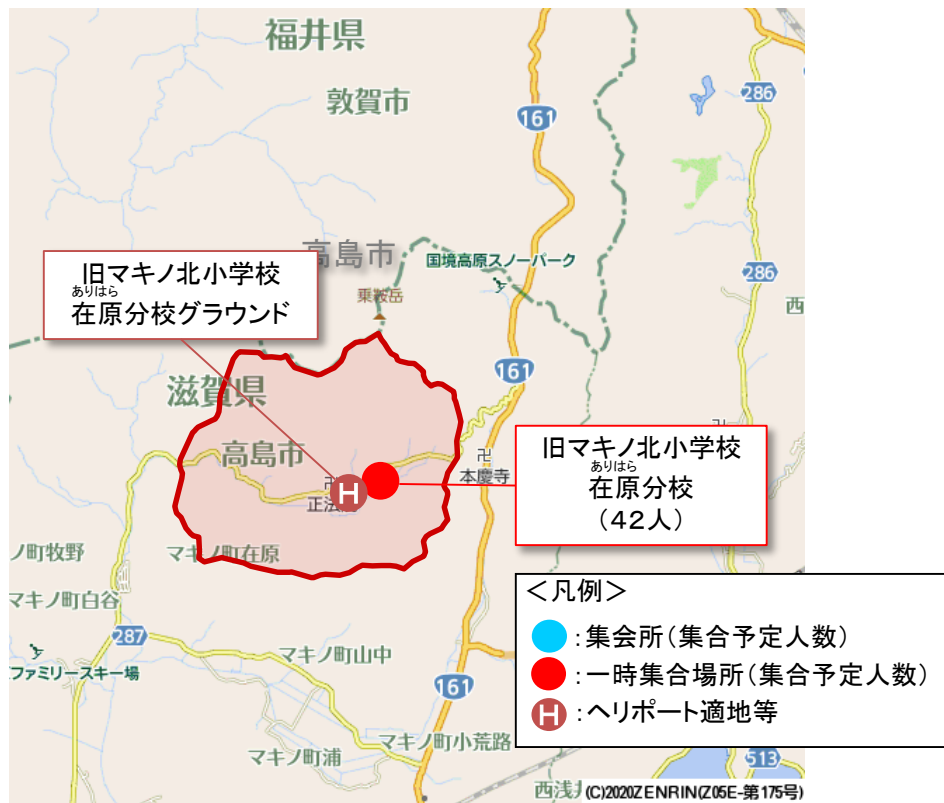
自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

ながはまし よごちょう なかのかわち
例：長浜市余呉町中河内

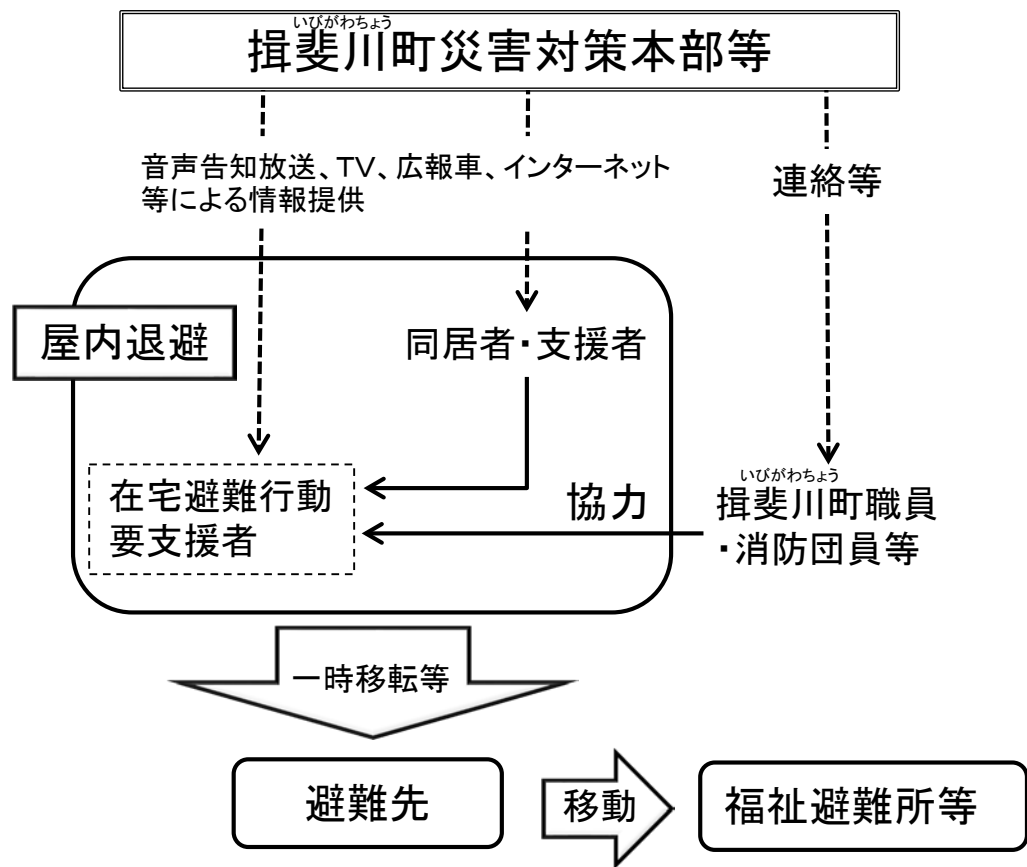


たかしまし ちょうありはら
例：高島市マキノ町在原



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、TV、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

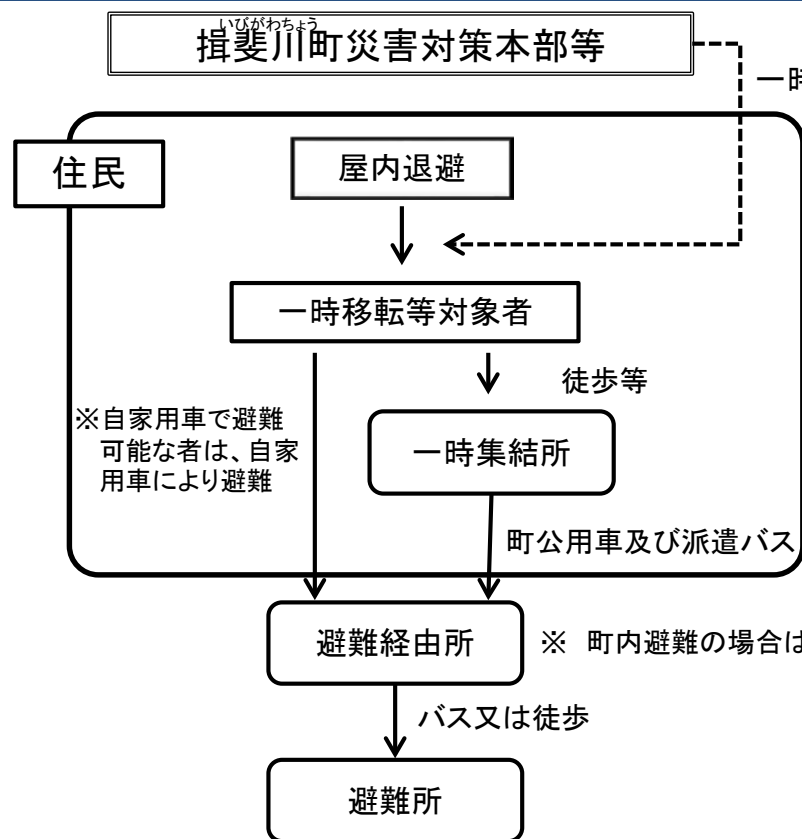


UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

町名	UPZ内(人)
<small>いびがわちょう</small> 揖斐川町	7(7)

※1 ()内は支援者あり
※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、TV、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車でを行うが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



<UPZ内の避難先>

※ 令和2年4月1日時点

町名	県内避難先	県外避難先	
揖斐川町 49人	揖斐川町内・(美濃市)	—	—

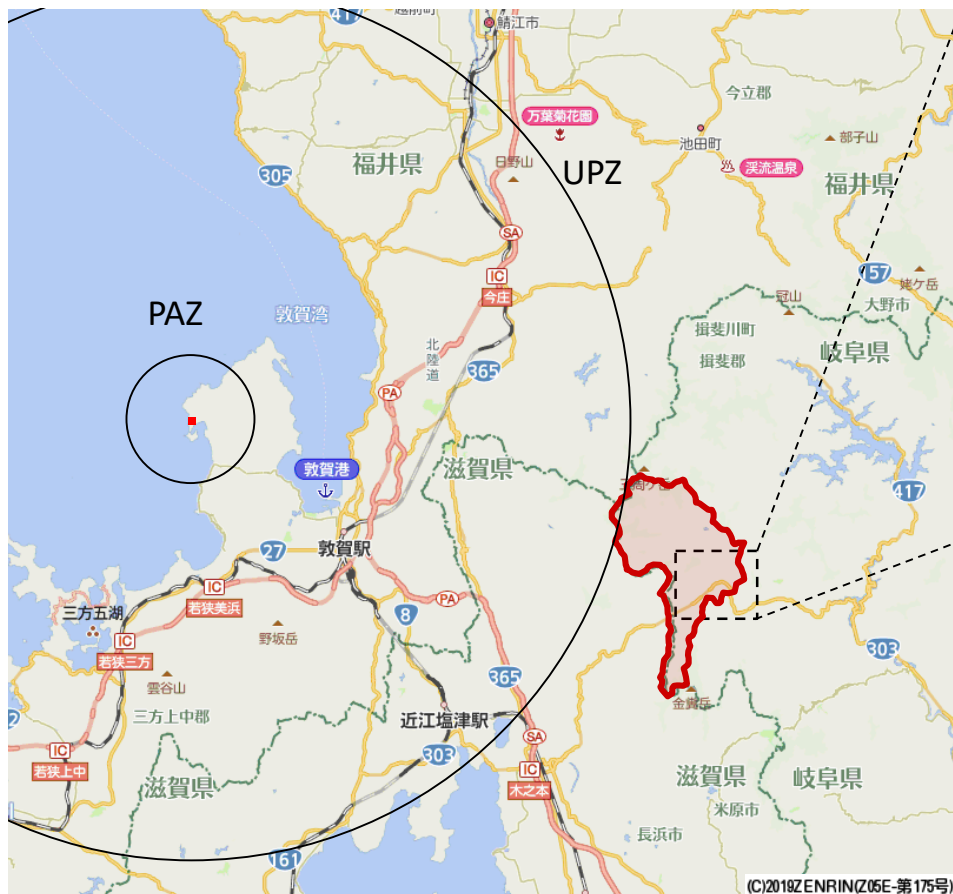
※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

自然災害等により孤立した場合の対応（岐阜県）

ぎふけん

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 坂内川上地区



<凡例>

● : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)

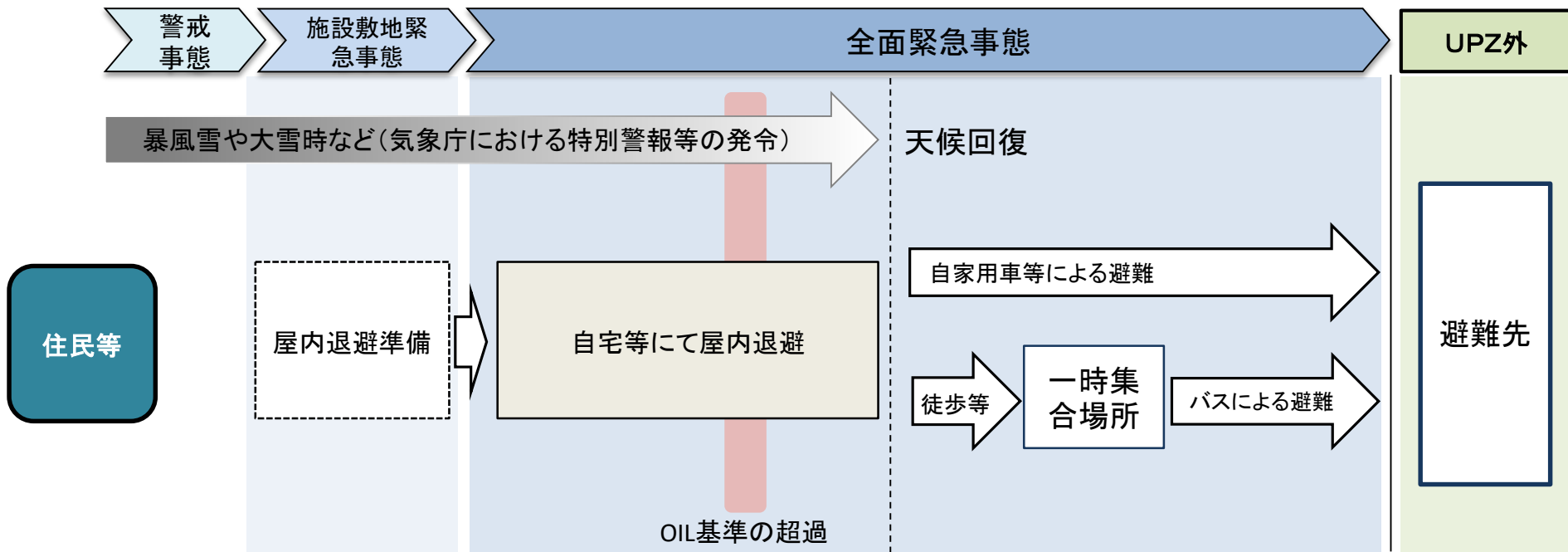
H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

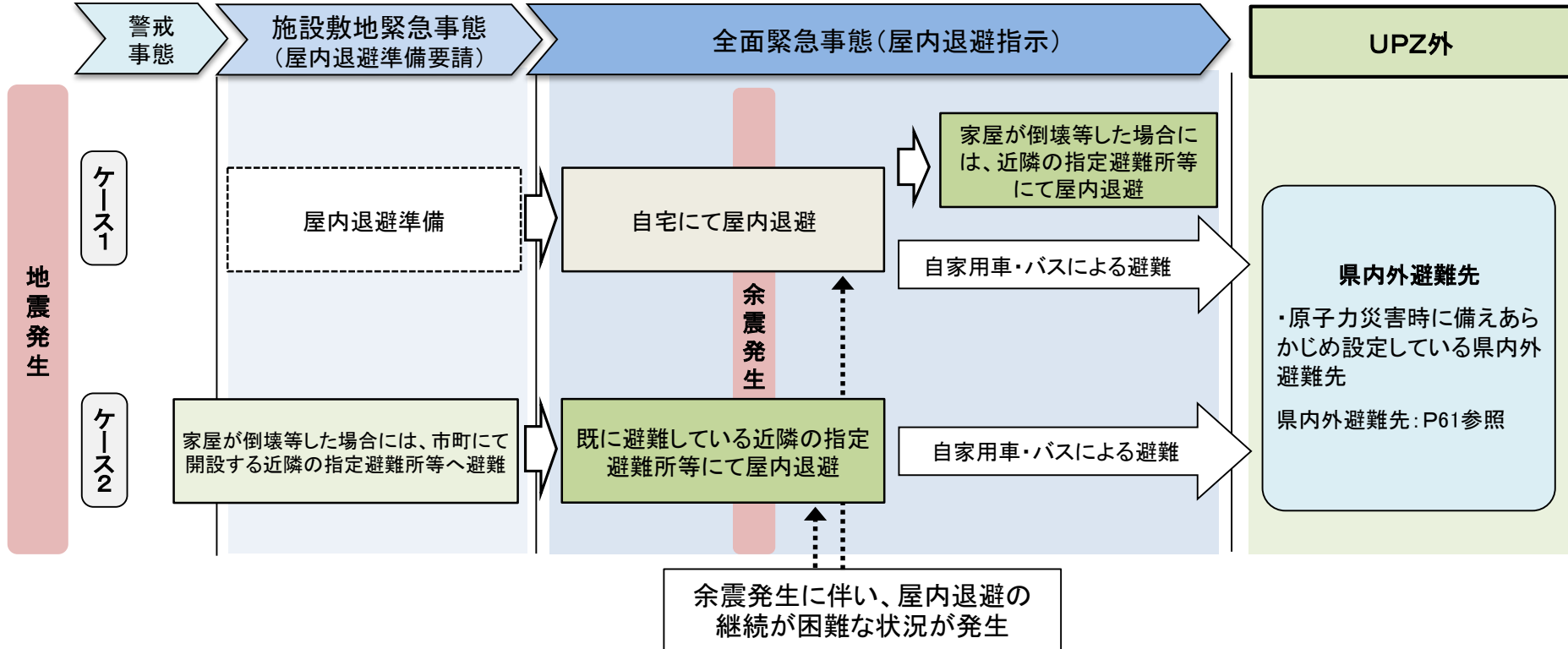
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



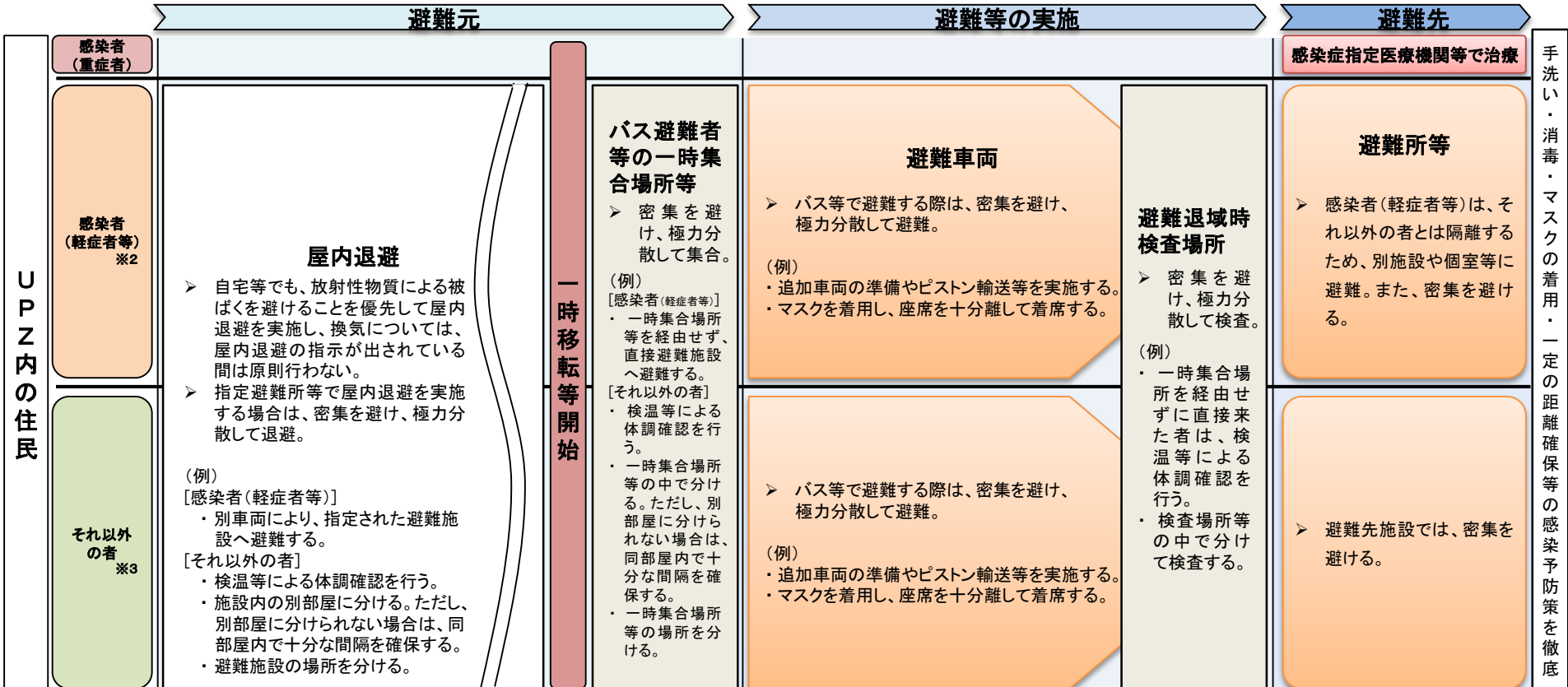
※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が160台、ストレッチャー車両が80台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用し避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（854台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	1, 374台	999台	
医療機関	388台	975台	
社会福祉施設	420台	804台	
合計	2, 182台※1	2, 778台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	160台	80台	・ピストン輸送（14往復）を想定。 ・ストレッチャー車両はピストン輸送（35往復）を想定。



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
<small>ふくいけん</small> （一社）福井県タクシー協会 に所属するタクシー保有数	854台 (令和2年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が61台、ストレッチャー車両が20台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、257台と25台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,091台）を活用。
（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	328台	53台	
医療機関	107台	149台	
社会福祉施設	408台	72台	
合計	843台※1	274台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	61台	20台	・ピストン輸送（14往復）を想定。 ・必要車両台数は、車椅子車両及びストレッチャー車両それぞれ1台当たり1名で算定。

県内の福祉車両保有数	257台	25台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,091台 （令和2年3月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が7台に対して、岐阜県内（揖斐川町内）における保有車両数は8台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等は原則支援者の自家用車で行うが、不足の際には町内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先し、それでも不足する場合には、岐阜県タクシー協会に所属するタクシー（1,882台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	7台	0台	
医療機関	該当施設なし		
社会福祉施設	該当施設なし		
合計	7台	0台	
必要車両台数	7台	0台	



町内の福祉車両保有数	8台	0台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
岐阜県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,882台 (令和2年10月時点)		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数11,353人、必要車両数256台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は895台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	みはまちょう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちょう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちょう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちょう 越前町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	227,021	8,537	65,060	14,559	24,877	10,407	82,363	21,218	R2.4.1時点
	バスによる 一時移転等 が必要となる 住民	11,353	427	3,253	728	1,244	521	4,119	1,061	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる 一時移転等が必要とな ると想定。*1
必要車両台数(台) ^{※2}		256	10	73	17	28	12	92	24	バス1台当たり45人程度 の乗車を想定。



福井県内のバス会社 保有車両	895台 (令和2年8月時点)	福井県内のバス会社から必要な 輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が 関係団体から輸送手段を調達。

*1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。
 *2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県しがけんにおけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数50,974人、必要車両数402台に対して、滋賀県内しがけんバス会社の保有車両数は442台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	50,974	23,750	27,224	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	50,974	23,750	27,224	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定。
必要車両台数(台)		402	188	214	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定。 ・1日5往復×3日間の必要台数×2 (避難元⇄中継所⇄避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算。



しがけん 滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	442台(令和2年7月時点)	しがけん 滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

※ 原子力災害の状況により、3日間より短い期間で一時移転等を行う必要がある場合は、関西広域連合に要請を行い、バスの確保を行う。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 岐阜県において一時移転が必要となる場合には、原則として自家用車避難を想定。万が一、バスによる避難が必要となる場合において必要な輸送能力は、想定対象人数49人、必要車両数2台であり、岐阜県内バス会社の保有車両数1,479台より必要台数を要請し確保。

		揖斐川町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	49	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	49	・原則自家用車避難を想定。 ・万が一バスによる輸送が必要となった場合には、岐阜県バス協会に必要台数を要請する。
必要車両台数(台)		2	バス1台あたり45人程度の乗車を想定。



岐阜県内のバス会社 保有車両	1,479台 (令和2年8月時点)	岐阜県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
-------------------	-------------------	------------------------

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。